

王毅中華人民共和国国務委員兼外交部長の発言に対する意見書

尖閣諸島は明治 28 年（1895 年）1 月に日本政府が沖縄県への所轄を決定して以来、漁業を中心にかつお節工場や羽毛の採取等が営まれてきた経緯や中華人民共和国政府や近隣諸国から公式な異議申立てもなく、さらには、1958 年に中国で発行された「世界地図集」では、尖閣諸島を沖縄の一部として取り扱っているなど、国際法上でも我が国の固有の領土である。

このような歴史的事実があるにもかかわらず、去る 11 月 24 日の日中外相会談後の共同記者発表で、茂木外務大臣が尖閣諸島周辺海域における中国公船の活動をめぐり中国側に前向きな行動を求めたことに対し、王毅国務委員兼外交部長は、一部の真相が分かっていない日本漁船が魚釣島周辺の敏感な水域に入る事態が発生しており、中国側としてはやむを得ず必要な反応をしなければならぬと発言し、引き続き自国の主権を守っていくと強調した。

さらに、尖閣諸島周辺海域に日中双方の公船以外の船舶を入れないことで事態の改善を図ることを提案した。

これらの発言及び提案は、尖閣諸島が我が国固有の領土であることを明らかに否定し、尖閣諸島周辺海域における問題の原因は日本側にあるとして責任を転嫁するものであり、断じて容認できない。同時に、共同記者発表に同席した茂木外務大臣がこの発言に対し、即座に反論や批判もしなかったことは、尖閣諸島領有の正当性を自ら後退させるものに等しい。

従って、豊見城市議会は、政府に対し、王毅中華人民共和国国務委員兼外交部長の尖閣諸島に関する発言及び提案、さらに我が国の漁船による正当な漁業活動への接近追尾を繰り返す中国公船の活動に対し抗議するとともに、尖閣諸島が歴史的にも国際的にも日本の領土であることを堂々と主張し、平成 26 年 11 月 7 日の「日中関係改善に向けた話し合い」の合意事項を尊重しながら、日中双方が対話と協議を通じて情勢の悪化を防ぎ、不測の事態の発生を回避する等、冷静かつ平和的な外交によって相互信頼関係の構築に努め、尖閣諸島に係る問題の解決に取り組むことを強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 12 月 24 日

豊見城市議会

宛先

内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣、
防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣